

多賀城跡を活用したナイトタイムエコノミー推進業務
企画提案募集要領

多賀城跡を活用したナイトタイムエコノミー推進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 多賀城跡を活用したナイトタイムエコノミー推進業務

2 事業目的

本県の代表的な観光地である松島では、宿泊観光客数が東日本大震災前の7割程度に留まっており、長期滞在を促すための広域的な観光周遊ルートの磨き上げが不可欠な課題となっている。一方、多賀城創建1300年にあたる令和6年度から令和7年度にかけて実施したナイトタイムイベントやライトアップ事業等は、多賀城の知名度向上や観光消費の促進に大きく寄与し、観光コンテンツとしての高い価値が再評価されたところである。

本業務は、これら多賀城の持つ魅力を広域的な観光周遊ルートへとつなぎ合わせ、「仙台～多賀城～塩竈～松島」を中心とする本県の主要観光ルートの回遊性をさらに高めることを目指すものである。

今年度は、国内外の旅行者をターゲットにしたライトアップの実施に加え、旅行業者招請やモデルツアー造成等を行うことで、日帰り観光客から宿泊観光客への転換を強力的に促進するとともに、今後のデスティネーションキャンペーンや多賀城政庁の復元などを見据えた誘客基盤を構築し、本県観光の持続的な発展に寄与することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 事業費（委託上限額）

58,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 実施場所

宮城県内

6 契約の相手方の選定

優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

7 業務内容

本業務の内容は次の（1）から（8）までとする。

- (1) 多賀城跡におけるライトアップ
多賀城跡を会場とし、次のアからウまでに記載する場所において、ライトアップを実施すること。
ライトアップの実施期間は、令和8年11月の連続する9日間とする。
なお、会場は段差や側溝等の足元が悪い箇所が存在することから、投光器等により照明を確保するとともに、適宜会場案内スタッフを配置すること。
ライトアップ期間中、宮城県及び多賀城市が、多賀城跡において本業務以外のイベントを行う場合は、当該イベントと連動した取組となるよう協議の上で実施すること。
- ア 正殿跡周辺
イ 南大路
ウ 城前官衙及び城前官衙周辺（光る遊具の設置を含む。）
- (2) 飲食ブースの出店
上記(1)の実施期間における毎週末、多賀城跡（城前官衙及びその周辺を想定）に飲食ブースを出店すること。また、飲食ブースでは、多賀城市やその周辺市町等、県内各地の名産品や地域商品を中心に取扱うよう努めること。
なお、仮設トイレを設置すること。
- (3) 実施計画図の作成
国特別史跡の使用に伴い、県が文化財保護法に基づく現状変更の許可等の申請を行う必要があることから、申請の基礎となる関係書類として、上記(1)及び(2)に関する実施計画図（図面を含む。）を作成し、実施2か月前までに県にその電子データを提出すること。
- (4) 来場者の安全対策
次のアからウまでに記載する安全対策を実施し、来場者の安全を確保すること。
- ア 駐車場
県が指定する駐車場において、安全管理上必要とされる箇所に誘導員を配置すること。また、照明がない駐車場に、必要に応じて照明を設置すること。
- イ 横断歩道
来場者は、会場の最寄り駅となるJR東北本線国府多賀城駅及び会場周辺の駐車場から会場に向かうに当たって、一般県道泉塩釜線及び多賀城市道を横断することとなるため、横断歩道に誘導員を配置すること。
- ウ 会場までの移動経路
会場までの移動経路において、来場者が安全な経路を移動するよう案内看板を設置するとともに、足元の暗い場所については照明を設置すること。また、必要に応じて案内スタッフを配置すること。
- (5) プロモーション
本業務により実施するイベントに関して、チラシやポスター、SNS等の手段により周知を行うこと。
- (6) イベント記録映像の撮影
今後、広く観光PRを行う目的で使用するため、本業務により実施したイベントの様子を撮影し、1分程度の動画1本以上、10分程度の動画1本以上をイベント終了後に納品すること。
- (7) 旅行業者の招請、旅行商品の造成及び提案
上記(1)のライトアップ実施期間中、旅行業者5者以上を招請し、今後の旅行商品造成に向けたPRと意見聴取を行うこと。
加えて、国内外の観光客の参加を想定した当該ライトアップを行程に組み込んだ周遊モデルツアー（【例】仙台～塩竈（食）～多賀城（本イベント）～松島（泊）～仙台など）を実施することで、将来的な商品造成に向けた参加者からの意見聴取を行うこと。
これら旅行業者の招請やモデルツアーの実施結果及び聴取した意見を踏まえ、今後本県で展開されるデスティネーションキャンペーンに繋がる旅行商品の提案を行うこと。

- (8) イベントの効果検証
本業務全体について、来場者数や消費額等に関する効果検証を行うこと。

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
- (1) 宮城県内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目において滞納及び未納がないこと。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (5) 以下のいずれかの手続きをしている又はされている者でないこと
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者又は更生手続きの申立てがされている者。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続きの開始の申立てがされている者。
 - (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
 - (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
 - (8) 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて観光分野における業務実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。

- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の(1)から(8)までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の規格提案者の再委託先事業者となることはできない。

さらに、本事業の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要がある場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール（6以降は予定を含み、今後変更となる場合がある。）

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和8年6月18日（木） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和8年6月26日（金）正午 |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和8年7月1日（水） |

4	企画提案への参加申込期限	令和8年7月13日(月)
5	企画提案書の提出期限	令和8年7月21日(火) 正午
6	1次審査(書類審査)	令和8年7月24日(金)
7	2次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年7月30日(木)
8	企画提案書の選考結果の通知	令和8年8月上旬
9	見積合わせ、契約締結	令和8年8月中旬
10	業務開始	令和8年8月下旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和8年6月26日(金) 正午まで(必着)

(2) 提出方法

ア 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

(ア) 件名:【事業者名】多賀城跡を活用したナイトタイムエコノミー推進業務

(イ) 電子メールアドレス:kankouss@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班)

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月1日(水)までに宮城県経済商工観光部観光戦略課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込み

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式第2号)

イ 宣誓書(様式第3号)

ウ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

エ 法人の概要(既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの)

(2) 提出期限 令和8年7月13日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

ア 原則として電子メールにより提出すること。

なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は観光産業振興班に連絡すること。また、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。

押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

イ 提出先の電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouss@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式。A4版横書き。表紙と目次を除き20ページ以内。）

イ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限 令和8年7月21日（火）正午まで（必着）

(3) 提出方法

ア 電子メールにより提出すること。

なお、セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は観光産業振興班宛て連絡すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouss@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班）

(4) 企画提案書の構成

ア 表紙

イ 目次

ウ 業務全体のコンセプト

エ 本文

仕様書の委託業務内容の項目について、提案内容が具体的に分かるように記載すること。

オ 効果検証のための指標及び目標値

カ 業務実施のスケジュール

キ 実施体制

ク 業務の実施体制

ケ 過去の類似実績内容

コ 参考見積

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

プレゼンテーション審査の日時及び場所等の詳細については、企画提案書の提出期限後に、各企画提案者に対して通知する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 1次審査（書類審査）

(1) 書類審査の実施日

令和8年7月24日（金）（予定）

(2) 審査の実施方法

応募者が4者以上となった場合には、事前に提出された企画提案書による書面審査を実施し、上位3者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

なお、書面審査における選考方法は第5の1を準用することとし、評価基準・判定は第6によるものとする。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。

3 2次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日 令和8年7月30日（木）（予定）

※ 詳細は2次審査参加者に別途通知する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室（予定）

（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

(3) 実施方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明時間15分以内、質疑応答5分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・実施会場にはプロジェク又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。
- ・実施会場での直接のプレゼンテーションとし、WEB参加は不可とする。

4 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

1 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）

業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か。（10点）

2 業務別の内容（配点80点）

- (1) 多賀城跡におけるライトアップ及び飲食ブースの出店など（15点）
ライトアップ実施、飲食ブース出店等による来場者の消費創出により、ナイトタイムエコノミーとしての魅力を高める内容となっているか。
- (2) イベント記録映像の撮影（10点）
本業務や多賀城の魅力を効果的に発信できる映像撮影を行う内容となっているか。
- (3) プロモーション（15点）
本イベントのPRのみならず、多賀城の魅力発信や今後の本県への国内外からの誘客につながるような効果的なプロモーションを行う内容となっているか。
- (4) 旅行業者の招請、旅行商品の造成及び提案（20点）
旅行業者の招請、旅行商品（モデルツアー）の造成について、提案内容が本イベントの魅力を効果的に発信するものとなっているか。また、それら実施後の商品提案について、内容が本県の観光誘客促進に寄与するものとなっているか。
- (5) 駐車場及び移動経路上の安全対策及び案内看板の設置（10点）
来場者が会場まで移動する際の安全を確保するための体制が整っているか。また、案内看板について、よりアクセスをわかりやすく伝える工夫や、多言語（英語、繁体字、簡体字及び韓国語）表示によりインバウンドも来場しやすくなるような工夫が行われているか。
- (6) 相乗効果が期待できる独自提案（10点）
その他本業務の目的達成が期待できる独自提案やアイデアが含まれているか。

3 業務の実施体制及び効率性（配点10点）

実施体制、経費配分及び業務の効率性は適切か（10点）

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

第8 委託契約の締結

1 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

2 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上決定する。

3 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と、財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

4 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

5 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は宮城県に帰属するものとし、また、宮城県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案書の取り扱い
提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出後の変更
提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。